



県職労HP

webmaster@iwatekensyoku.or.jp

岩手県職員労働組合

vol.05
2026.7

新採用ニュース

～超過勤務手当・夏季休暇について～

超過勤務手当の計算

正規の勤務時間（7時間45分）を超えて働くと超過勤務手当が支払われます。超過勤務を行う場合は、事前に上司から勤務命令を受けます。超過勤務せざるを得ないのに命令なしに残業する「サービス残業」はあってはなりません。



今日は定時で帰れそうですか？

今日中に終わらせなければいけない業務があるのですが、2時間くらい超勤しないと終わらなそうです。

では、2時間の超過勤務命令を出しますね。



時間帯によって超過勤務手当の率が異なります。

（正規の勤務時間が割り振られた日の場合）

- ・午前5時～午後10時までの間 「勤務1時間当たりの給与額」 $\times 125/100$
- ・午後10時～午前5時までの間 「勤務1時間当たりの給与額」 $\times 150/100$

（週休日の場合）

- ・午前5時～午後10時までの間 「勤務1時間当たりの給与額」 $\times 135/100$
- ・午後10時～午前5時までの間 「勤務1時間当たりの給与額」 $\times 160/100$

（1週間の正規の勤務時間が38時間45分を越えた場合（週を跨いだ振替））

- ・午前5時～午後10時までの間：勤務1時間当たりの給与額 $\times 25/100$

※ 月60時間を超えて超過勤務をした場合には、60時間を超えて勤務した時間に150/100（勤務時間が午後10時～午前5時までの間は175/100）の超過勤務手当を支払う

退庁の際に押す、「退勤登録」の勤務記録は、超過勤務手当と連携していません。

命令を受けた時間と実際に超過勤務した時間が異なる場合は、必ず実績登録で正しい時間に修正しましょう。

正規の勤務時間（7時間45分）以外に、少しでも勤務したなら、15分、30分でも確実に超過勤務命令を出してもらおう！

定時後だけでなく、定時前の勤務も超過勤務になるよ！

月の超過勤務時間で30分以上の端数が出た場合は、切上げになるから、月の超過勤務時間が9時間30分だったら、10時間分の超過勤務手当が出るよ。



自分の超過勤務手当額を計算してみよう！

① 時給を計算

例) 高卒初任給 (1級9号) 208,000 × 12 ÷ 1860.00 = 1,341.93
(円) (月) (今年度1年間の勤務時間) (円/h) (100分の1円未満切捨て)

(基本給+一部手当※1)

× 12 ÷ 1860.00 =

※1 一部手当の例 (円) (月) (今年度1年間の勤務時間) (円/h) (100分の1円未満切捨て)

- ・寒冷地手当
- ・初任給調整手当
- ・特殊勤務手当(月額で定められているものに限る)
→ 徴税手当、社会福祉業務手当など
- ・農林漁業普及指導手当

寒冷地手当対象月(11~3月)
は、時給が約73円高くなるよ。
(寒冷地手当が月11,400円(世帯主(扶養なし)認定)の場合)



② 勤務時間を確認のうえ超過勤務手当額を計算

例) 高卒1年目の職員が午後5時15分から午後7時15分まで超勤した場合

1,341.93 × 125/100 × 2 = 3,354
(円/h) (支給割合) (h) (円) (1円未満切捨て)

× 125/100 × =
(円/h) (支給割合) (h) (円) (1円未満切捨て)

超過勤務の実際の実績時間は総務事務システム→勤務時間管理システム→整理簿で確認できます。実際の支給額については翌月の給与支給明細書を確認してください。庶務担当も間違えることがありますので、疑義がある場合は、きちんと確認しましょう。

休憩時間中の勤務は超過勤務です！

○ 休憩時間中の超過勤務

業務都合等で休憩時間中に勤務を命じられた場合は、超過勤務扱いになりますので、超過勤務命令を出してもらいましょう。

○ 休憩時間の原則

1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、7時間45分を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない、と条例で定められています。

○ 休憩時間の変更

特段の理由が無くても、1日単位で休憩時間を30分前後にずらせます。

パターン① 11時30分~12時30分

パターン② 12時30分~13時30分

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条)

(職員の勤務時間に関する規程第2条)

(休憩時間の弾力化について(通知))

休憩時間を前にずらせば、お店が混む前にランチに行けるよ。



夏季休暇でリフレッシュしよう

○ 夏季休暇とは

特別休暇の一つで、6~10月に5日間取得できます。原則は連続取得ですが、一日単位で分割して取得することもできます。(時間単位は不可)

ちなみに規則では、「夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合」とされています。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第12条(23))

○ 夏季休暇の変遷

かつては、取得日数は3日間、期間も7~9月でしたが、県職労が日数増を何度も要求し続けた結果、2014年度から日数が5日間に拡大され、2024年度から期間も6~10月に拡大されました!

